



第67回 定時株主総会 招集ご通知

■日時

平成30年6月22日（金曜日）
午前10時

■場所

和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第67回定時株主総会招集ご通知 1

(添付書類)

事業報告 2

計算書類 13

監査報告書 24

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件 27

第2号議案 定款一部変更の件 28

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件 29

第4号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件 31

スガイ化学工業株式会社

証券コード：4120

株 主 各 位

和歌山市宇須4丁目4番6号

スガイ化学工業株式会社

代表取締役社長 武 田 晴 夫

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山6階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第67期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sugai-chem.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイト等に開示いたしました。



事業報告

自 平成29年 4月 1 日
至 平成30年 3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用環境の改善により緩やかな回復基調が続いているものの、米国新政権の保護主義政策強化、中国経済の下振れリスク等により、依然、不透明な状況が続いています。

このような状況の中で、国内売上高は、4,538百万円となり、前年同期（3,923百万円）に比べ615百万円（15.7%）の増収となりました。これは、医薬中間物は大幅に減少しましたが、農薬中間物が大幅に増加したことと、機能性中間物も増加したためです。

一方、輸出売上高は、777百万円となり、前年同期（1,098百万円）に比べ320百万円（29.2%）の大幅な減収となりました。これは、農薬中間物が大幅に減少し、医薬中間物も減少したためです。

この結果、総売上高は、5,316百万円となり、前年同期（5,021百万円）に比べ294百万円（5.9%）の増収となりました。輸出比率は14.6%（前年同期21.9%）となりました。

利益につきましては、農薬中間物の在庫処理による損失、原燃料価格の上昇等の影響はありましたが、工場稼働率の復調による製造原価率の改善、固定費の削減等により、営業利益は93百万円（前年同期 営業損失78百万円）となりました。経常利益は90百万円（前年同期 経常損失71百万円）、特別利益で受取保険金56百万円を、特別損失で支払補償金20百万円等を計上し、当期純利益は106百万円（前年同期 当期純損失10百万円）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、当期純利益とはなりましたが、今後も財務体質の充実及び内部留保の強化を図るため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。く存じます。

【部門別売上高の状況】

① 医薬中間物

国内は、前年度に導入した新製品の抗菌剤用の受注がなく、大幅に減少しました。輸出は、血圧降下剤用が減少しました。医薬中間物合計は619百万円となり、前年同期に比べ489百万円（44.1％）の大幅な減少となりました。

② 農薬中間物

国内は、動物薬用の需要が順調に伸びたこと、稲用殺菌剤用の需要回復及び新製品の除草剤用と殺菌剤用の寄与もあり、大幅に増加しました。輸出は、米国向け除草剤用の市況価格の悪化に伴う減少及び殺虫剤用の需要減により、大幅に減少しました。農薬中間物合計は3,174百万円となり、前年同期に比べ593百万円（23.0％）の増加となりました。

③ 機能性中間物

国内、輸出共に増加し、機能性中間物合計は975百万円となり、前年同期に比べ145百万円（17.5％）の増加となりました。

④ 界面活性剤

前年同期に比べ16百万円（4.9％）増加の366百万円となりました。

⑤ その他中間物ほか

前年同期に比べ28百万円（18.6％）増加の181百万円となりました。

2) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行（前事業年度6行）と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の状況は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,825百万円
借入実行残高	1,100百万円
差引額	725百万円

3) 設備投資の状況

当事業年度は総額470百万円の設備投資を行いました。その主なものは、工場制御装置更新、農薬中間物製造設備の増強、生産性向上のための設備の改善、増設などであります。

当事業年度中に完成した主要設備

和歌山事業所

工場制御装置更新

福井事業所

農薬中間物製造設備の増強

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期	第65期	第66期	第67期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	6,379	5,700	5,021	5,316
経 常 利 益 (百万円)	37	△109	△71	90
当 期 純 利 益 (百万円)	11	△124	△10	106
1 株当たり当期純利益 (円)	0.85	△9.10	△0.76	7.81
総 資 産 (百万円)	10,666	9,946	9,536	9,656

5) 対処すべき課題

当社は、顧客からより信頼される企業基盤を確立するために、安定的に利益を稼げる企業体質へ転換してまいります。長年にわたり培ってきた有機合成の技術とノウハウを最大限に活用し、徹底的なコストダウンによる原価の改善、採算是正を図るとともに、各分野の競争力強化・拡充に努め、新製品開発に努めてまいります。

また、原材料の安定確保を目的とした原材料ソースの多元化を図り、工場の安定稼働に努めてまいります。

一方、当期に発生した重大な事故を教訓に、国内外のユーザーや社会から求められている環境・健康・安全（E H S）への取り組みをより一層強化し、循環型社会への貢献と安全な工場運営に積極的に取り組んでまいります。

これらの課題に真摯に取り組み、業績のさらなる回復に努め、継続的に安定した配当を行う目途を立て、早期の復配を実現すべく全力を挙げる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

医薬、農薬、機能性製品等の各種中間物及び界面活性剤の製造販売を主な内容とし、さらに、各事業に関連する研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 京 営 業 所	東京都中央区
大 阪 営 業 所	大阪市中央区
和 歌 山 事 業 所	和歌山県和歌山市
福 井 事 業 所	福井県福井市

② 使用人の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
175名	2名減	40歳5ヶ月	15年6ヶ月

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。

8) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	848
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	558
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	185
株式会社商工組合中央金庫	183
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100
株式会社日本政策投資銀行	37
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,730,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 1,824名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	680	5.0
株式会社紀陽銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	554	4.0
菅井 博	404	3.0
三木産業株式会社	357	2.6
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	335	2.4
住友生命保険相互会社 （常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	285	2.1
株式会社キワ	250	1.8
菅井 久美子	228	1.7
萬野 博子	226	1.7
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	223	1.6

- （注） 1. 持株比率は自己株式（32,770株）を控除して計算しております。
2. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査等委員の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	武田 晴夫		
常 務 取 締 役	野間 修	営業本部長	スガイケミー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山下 隆治	技術本部長	
取 締 役	武友 幸男	生産本部長	
取締役（監査等委員） （常勤）	前島 芳弘		
取締役（監査等委員）	谷口 昇二		谷口昇二法律事務所所長
取締役（監査等委員）	山中 盛義		公認会計士・税理士 山中盛義事務所所長

- (注) 1. 平成28年6月23日開催の定時株主総会決議に基づき、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）谷口昇二及び山中盛義の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）山中盛義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）谷口昇二及び山中盛義の両氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に責任を負うものとしております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに監査等委員会と監査室の十分な連携を可能とすべく、取締役前島芳弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役 (監査等委員を除く)	5 名	38百万円	
取締役 (監査等委員)	3 名	17百万円	(内、社外 2 名 6 百万円)
計	8 名	56百万円	

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。
 2. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
 3. 平成28年6月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額120百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額24百万円以内としております。

3) 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	谷口 昇二	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回、監査等委員会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての見地から、随時適切な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山中 盛義	当事業年度開催の取締役会6回、監査等委員会7回のすべてに出席し、主に公認会計士としての見地から、随時適切な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2) 会計監査人の報酬等の総額

- ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 23百万円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における業務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関し、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役は法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとる。
 - ② 取締役に社外で実施されるコンプライアンスに関する各種セミナー等への出席を義務付ける。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
 - ② 取締役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
 - ② 全社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を指名し、監査室と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
 - ③ 統括責任者は、上記レビュー結果を含め、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会、監査等委員会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、取締役会規則により、取締役の業務執行状況を監督する。
 - ② 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を定期的に検証する。
 - ③ 常務会は、常務会規則により、取締役会の決定した基本方針に基づく会社の経営に関する重要事項について、審議決定する。常務会は原則として月2回開催する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業行動基準を定め、社員が法令及び社内規則を遵守し行動するための指針とする。
 - ② 内部監査に係る規程を整備する。
 - ③ 監査室は監査等委員会と連携し、各部署の活動状況の監査を実施し、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、当該部門に勧告し取締役会に報告する。

- (6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (i) 経営管理については、関係会社管理規程を作成し、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の管理を行う。
 - (ii) 監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果について当社取締役会に報告をするとともに、子会社と定期的な情報交換を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社及び子会社のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社及び子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - (ii) 子会社の所管部門は、子会社を含めたリスク管理を担当し、リスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を検討する。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の事業内容や規模に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 子会社に対し、その役員及び使用人が社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - (ii) 子会社に対し、監査等委員会が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会より補助すべき使用人を置くことを要求された場合には、監査室所属員に職務の補助を委任する。
- (8) 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査室の人事・組織の変更については、予め監査等委員会の同意を必要とする。
 - ② 職務の補助を委任された監査室所属員は、専ら監査等委員の指揮命令に従うものとする。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、当該事実をそれぞれ監査等委員会に報告するものとする。
- ② 監査等委員会が必要と判断した情報については、当社及び子会社の取締役並びに使用人に対して報告を求めることができる。
- ③ 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ④ 監査等委員の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ適宜意見交換会を開催する。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの運用状況については、上記に掲げた基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要な応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を四半期毎に取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

【単位：千円】

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,131,685	流 動 負 債	2,879,613
現 金 及 び 預 金	315,958	支 払 手 形	295,253
受 取 手 形	13,518	買 掛 金	377,543
売 掛 金	1,892,262	短 期 借 入 金	1,250,000
商 品 及 び 製 品	1,310,160	1年内返済予定の長期借入金	360,220
仕 掛 品	256,293	リ ー ス 債 務	33,845
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	319,056	未 払 金	93,143
前 払 費 用	9,719	未 払 法 人 税 等	16,706
そ の 他	20,453	未 払 消 費 税 等	19,940
貸 倒 引 当 金	△5,735	未 払 費 用	183,449
		預 り 金	26,057
		賞 与 引 当 金	57,968
		設 備 関 係 支 払 手 形	165,486
固 定 資 産	5,524,511	固 定 負 債	1,241,633
有 形 固 定 資 産	3,572,466	長 期 借 入 金	360,740
建 築 物	675,943	退 職 給 付 引 当 金	409,822
構 築 物	274,940	繰 延 税 金 負 債	292,420
機 械 装 置	902,518	長 期 リ ー ス 債 務	158,549
車 両 運 搬 具	1,794	長 期 未 払 金	19,100
工 具 器 具 備 品	64,380	そ の 他	1,000
土 地	1,328,624	負 債 合 計	4,121,246
リ ー ス 資 産	178,143	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	146,121	株 主 資 本	4,774,605
無 形 固 定 資 産	5,817	資 本 金	2,510,000
電 話 加 入 権	5,817	資 本 剰 余 金	2,016,543
投 資 其 他 の 資 産	1,946,226	資 本 準 備 金	2,016,543
投 資 有 価 証 券	1,853,455	利 益 剰 余 金	253,239
関 係 会 社 株 式	3,819	そ の 他 利 益 剰 余 金	253,239
出 資 金	2,405	圧 縮 記 帳 積 立 金	48,556
長 期 貸 付 金	4,744	繰 越 利 益 剰 余 金	204,683
破 産 更 生 債 権 等	14,828	自 己 株 式	△5,177
長 期 前 払 費 用	18,002	評 価 ・ 換 算 差 額 等	760,345
そ の 他	63,151	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	760,345
貸 倒 引 当 金	△14,179	純 資 産 合 計	5,534,950
資 産 合 計	9,656,196	負 債 純 資 産 合 計	9,656,196

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【単位：千円】

科 目	金 額
売 上 高	5,316,619
売 上 原 価	4,496,922
売 上 総 利 益	819,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	726,025
営 業 利 益	93,671
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	25,575
為 替 差 益	6,542
そ の 他	6,088
38,207	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,311
そ の 他	28,931
41,242	
経 常 利 益	90,636
特 別 利 益	
受 取 保 険 金	56,606
56,606	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	12,970
支 払 補 償 金	20,500
33,470	
税 引 前 当 期 純 利 益	113,771
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,289
法 人 税 等 調 整 額	△492
6,797	
当 期 純 利 益	106,974

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【単位：千円】

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
				圧縮記帳 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	2,510,000	2,016,543	2,016,543	49,669	96,596	146,265
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩				△1,112	1,112	—
当期純利益					106,974	106,974
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	△1,112	108,086	106,974
当期末残高	2,510,000	2,016,543	2,016,543	48,556	204,683	253,239

【単位：千円】

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△5,148	4,667,659	482,919	482,919	5,150,578
当期変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		106,974			106,974
自己株式の取得	△28	△28			△28
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			277,426	277,426	277,426
当期変動額合計	△28	106,945	277,426	277,426	384,371
当期末残高	△5,177	4,774,605	760,345	760,345	5,534,950

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しています。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しています。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

1. 減価償却方法の変更

従来、当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しています。

当社は、当事業年度を初年度とする新中期経営計画を策定し、大口取引先に依存したビジネスモデルから脱却し、多品種の製品を取り扱うべく生産設備のマルチプラント化を進めることで、工場の安定稼働に努める設備投資ヘシフトすることを経営方針としています。この新中期経営計画の策定を契機として、生産設備の使用実態を見直した結果、今後は安定的な生産設備の稼働が見込まれることから、減価償却方法を定額法に変更することにより、その使用実態をより適切に反映した費用配分が可能になると判断したことによるものであります。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が86,369千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ60,267千円増加しています。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	648,262千円
構築物	226,219千円
機械装置	896,118千円
工具器具備品等	63,877千円
土地	1,033,302千円
合 計	2,867,779千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定を含む）	720,960千円
短期借入金	1,250,000千円
合 計	1,970,960千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,689,918千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,827千円
長期金銭債権	1,260千円
短期金銭債務	4,594千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	3,046千円
営業費用	41,740千円
営業取引以外の取引高	1,152千円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	13,730,000株
------	-------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	32,770株
------	---------

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
たな卸資産評価損	271,030千円
投資有価証券評価損	120,843千円
貸倒引当金	6,066千円
減損損失	20,422千円
固定資産除却損	5,202千円
賞与引当金	17,657千円
退職給付引当金	124,831千円
繰越欠損金	48,040千円
その他	35,471千円
繰延税金資産小計	649,566千円
評価性引当額	△649,566千円
繰延税金資産合計	一千円
(繰延税金負債)	
圧縮記帳積立金	△21,268千円
その他有価証券評価差額金	△271,151千円
繰延税金負債合計	△292,420千円
繰延税金負債の純額	△292,420千円

Ⅶ. 関連当事者に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

【単位：千円】

種類	会社等の 名称または 氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (注2)	科目	期末 残高 (注2)
役員及びその近 親者が議決権の 過半数を所有し ている会社等	有限会社 葵運輸倉庫	被所有 直接 0.1%	当社製品 等の運送 委託	製品等の 運送 (注1)	27,085	買掛金	134
						未払費用	3,101

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社と関連を有しない他社との条件を勘案し、協議により決定しています。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めてしています。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に銀行借入とすることを方針としています。デリバティブ取引については、原則として実需に基づくものを対象としており、投機目的の取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクについては、当社の与信管理基準に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、当社は、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、当該リスクを管理しています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替変動リスクの回避を目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利変動リスクの回避を目的とした金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、取引実績は、常務会に報告しています。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内金融機関とのみ取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。

【単位：千円】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	315,958	315,958	—
(2) 受取手形	13,518	13,518	—
(3) 売掛金	1,892,262	1,892,262	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,839,338	1,839,338	—
資産計	4,061,076	4,061,076	—
(1) 支払手形	295,253	295,253	—
(2) 買掛金	377,543	377,543	—
(3) 短期借入金	1,250,000	1,250,000	—
(4) 設備関係支払手形	165,486	165,486	—
(5) 長期借入金（＊１）	720,960	720,313	△646
(6) リース債務（＊２）	192,394	192,775	380
負債計	3,001,638	3,001,372	△266

（＊１）１年内返済予定の長期借入金を含めています。

（＊２）１年内返済予定のリース債務を含めています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金及び (4) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金及び (6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理を採用しているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっています。

ただし、為替予約の振当処理および金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該売掛金および借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額14,117千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額3,819千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

IX. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	404円09銭
1 株当たり当期純利益	7円81銭

X. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

スガイ化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スガイ化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門である監査室と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月8日

スガイ化学工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 前 島 芳 弘 ㊞
監査等委員 谷 口 昇 二 ㊞
監査等委員 山 中 盛 義 ㊞

監査等委員谷口昇二及び山中盛義は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、平成30年10月1日をそのための移行期限とすることが定められました。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成30年10月1日をもって、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

400万株

株式併合の割合に合わせて、当社の発行可能株式総数を現行の10分の1に減少させます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、定款第8条を変更するものであります。
- (2) 第1号議案の株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、定款第6条に規定される発行可能株式総数を現行の10分の1に変更するものであります。
- (3) 定款第6条及び第8条の変更の効力の発生は、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日に生じることとする旨の附則第2条を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000</u>万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。 附 則 第1条 本定款の変更は、決議の日から実施する。 (新 設)	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>400</u>万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。 附 則 (同 左) <u>第2条 第6条及び第8条の変更は、第67回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則第2条は平成30年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、新任候補者1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 たけ だ はる お 武 田 晴 夫 (昭和22年5月17日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社経理部長 平成18年6月 当社管理本部長 平成19年6月 当社取締役管理本部長 平成22年4月 当社常務取締役管理本部長 平成26年6月 当社専務取締役管理本部長 平成27年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	70,000株
取締役候補者とした理由 武田晴夫氏は、昭和46年当社入社以来、営業部門、管理部門等の経験を経て平成27年6月に当社代表取締役社長に就任しております。各方面の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			
2	再任 の ま おさむ 野 間 修 (昭和29年5月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年7月 当社東京営業所長 平成19年10月 当社企画管理部長兼監査室長 平成21年3月 当社管理本部副本部長兼企画管理部長 平成21年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業所長 平成23年6月 当社取締役営業本部長兼東京営業所長 平成25年6月 当社取締役営業本部長 平成26年6月 当社常務取締役営業本部長 平成27年4月 当社常務取締役営業本部長兼大阪営業所長 平成27年6月 当社常務取締役 購買物流部担当 営業本部長兼大阪営業所長 平成29年5月 スガイケミー株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成29年6月 当社常務取締役 営業本部長 (現在に至る)	35,000株
取締役候補者とした理由 野間修氏は、昭和52年当社入社以来、営業部門等の経験を経て平成23年6月に当社取締役就任しております。営業部門の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	再任 やま した たか はる 山下 隆 治 (昭和31年7月9日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成17年 7 月 当社開発部長 平成21年 4 月 当社技術本部副本部長兼和歌山研究所長 兼特許情報室長 平成22年 6 月 当社技術本部副本部長兼和歌山研究所長 兼福井研究所長兼特許情報室長 平成24年 6 月 当社技術生産本部副本部長 兼和歌山研究所長兼福井研究所長 平成25年 6 月 当社取締役 環境安全・品質保証部担当 技術生産本部副本部長 兼和歌山研究所長兼福井研究所長 平成27年 6 月 当社取締役 環境安全・品質保証部担当 技術本部長 兼和歌山研究所長兼福井研究所長 平成27年11月 当社取締役 環境安全推進部担当、 品質保証部担当 技術本部長 兼和歌山研究所長兼福井研究所長 平成28年 6 月 当社取締役 企画管理部担当、 品質保証部担当 技術本部長 平成29年 1 月 当社取締役 企画管理部担当 技術本部長兼品質保証部長 平成29年 6 月 当社取締役 企画管理部担当、 品質保証部担当 技術本部長 (現在に至る)	25,000株
取締役候補者とした理由 山下隆治氏は、昭和56年当社入社以来、技術部門等の経験を経て平成25年6月に当社取締役役に就任しております。技術部門の業務経験と経営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としていたしました。			
4	新任 おく の しげる 奥 野 茂 (昭和42年4月25日生)	平成 3 年 4 月 当社入社 平成23年 6 月 当社大阪営業所所長代理 平成25年 4 月 当社環境安全・品質保証部部長代理 兼品質保証グループリーダー 平成27年 4 月 当社福井事業所長 平成30年 4 月 当社生産本部長兼和歌山事業所長 (現在に至る)	2,000株
取締役候補者とした理由 奥野茂氏は、平成 3 年当社入社以来、技術部門、営業部門並びに製造部門等の経験を経て現在生産本部長兼和歌山事業所長に就任しております。製造部門の経験と環境安全、品質保証に関する幅広い知識を有しており、新任取締役候補者としていたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 まえ じま よし ひろ 前 島 芳 弘 (昭和22年10月5日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成15年 5 月 当社生産部和歌山事業所長 平成16年 6 月 当社監査役 平成28年 6 月 当社取締役（監査等委員） （現在に至る）	33,000株
監査等委員である取締役候補者とした理由等 前島芳弘氏は、昭和45年入社以来、主に生産関連業務に携わり、事業所長として現場の経験を経て当社監査役に就任し、平成28年には監査等委員である取締役に就任しております。当社における豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。			
2	再任 たに ぐち しょう じ 谷 口 昇 二 (昭和21年2月27日生)	昭和47年 4 月 弁護士開業（現在に至る） 平成14年 6 月 当社監査役 平成28年 6 月 当社取締役（監査等委員） （現在に至る）	1,020株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由等 谷口昇二氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年であります。			
3	再任 やま なか もり よし 山 中 盛 義 (昭和32年9月30日生)	平成元年 2 月 公認会計士登録 平成 2 年 8 月 監査法人朝日会計社 （現 有限責任 あずさ監査法人）入社 平成19年 6 月 あずさ監査法人 （現 有限責任 あずさ監査法人）退社 平成19年 7 月 公認会計士・税理士 山中盛義事務所開設 （現在に至る） 平成22年 6 月 当社監査役 平成28年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）	8,000株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由等 山中盛義氏は、公認会計士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年であります。			

- (注) 1. 谷口昇二及び山中盛義の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、谷口昇二及び山中盛義の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、谷口昇二及び山中盛義の両氏との間で法令に定める額を限度として、賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合、現契約を継続する予定であります。

以 上

MEMO

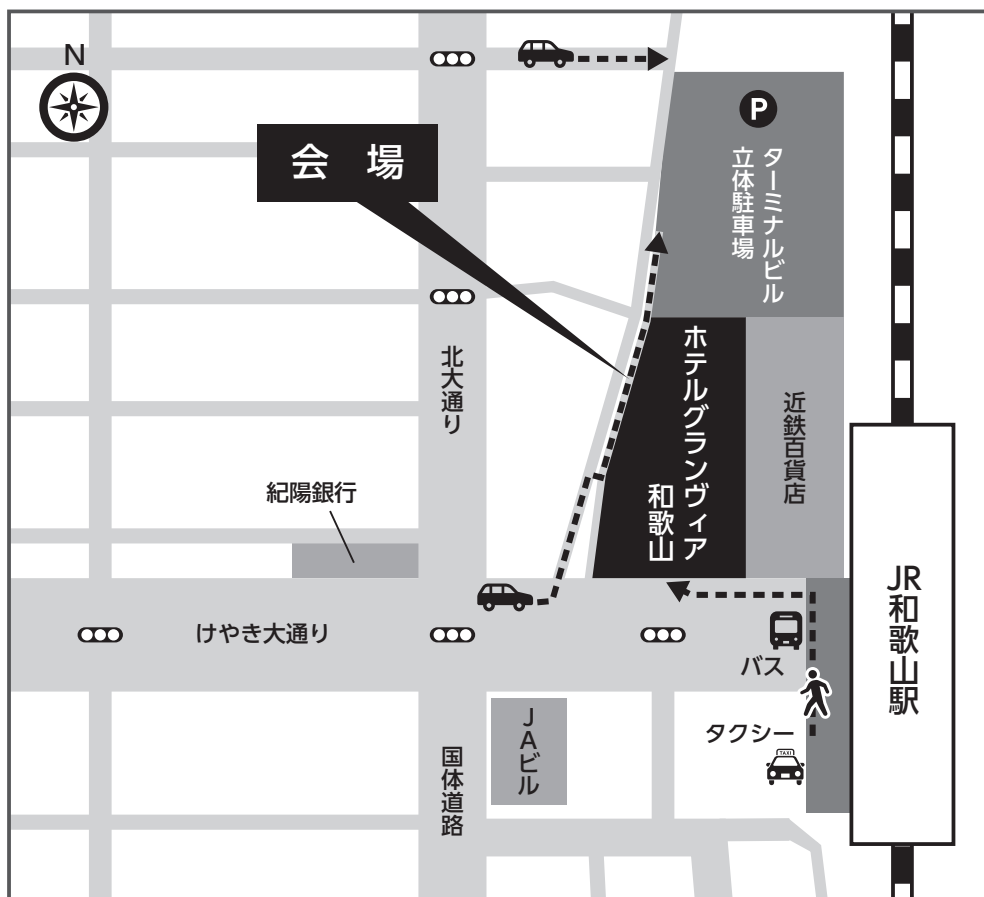
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

■会場 和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山6階会議室
電話 (073) 425-3333



■交通のご案内

- JR和歌山駅中央出口より徒歩1分
- お車でご来場の場合は、ターミナルビル立体駐車場をご利用ください。
会場の受付に駐車券を準備いたしております。